

## 営業所専任技術者調書

下記のとおり、{法第7条第2号、法第15条第2号}に規定する専任の技術者を契約先となる営業所に置いており、かつ当該内容が建設業許可行政庁に届け出ている内容と相違ないことを誓約します。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

申請業種	許可区分	専任技術者名	申請業種	許可区分	専任技術者名
該当欄に ○を記入		一般又は特定を記入	該当欄に ○を記入		氏名を記入
土			ガ		
建			塗		
大			防		
左			内		
と			機		
石			絶		
屋			通		
電			園		
管			井		
タ			具		
鋼			水		
筋			消		
ほ			清		
し			解		
板					

新見市外に主たる営業所を有する者については、「新見市に契約先として申請する営業所」に係る専任状況を記入すること。